

◎新潟県告示第406号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
6月15日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢保健センター	南魚沼市全域
6月16日（火）	午前9時から正午まで		
6月17日（水）	午後1時から4時まで		
6月18日（木）			
6月19日（金）	午前9時から正午まで	大和市民センター	
6月22日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月23日（火）	午前9時から正午まで		
6月24日（水）	午後1時から4時まで		
6月25日（木）			
6月26日（金）	午前9時から正午まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者
6月29日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで		特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会